

福井県の廃棄物処理関係の処理手続標準期間一覧（関係分抜粋）

手続きの名称・内容	根拠法令・条文	標準処理期間	備 考
産業廃棄物処理施設の使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15 条の 2 第 5 項	14 日	申請先は各保健所
産業廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物処理法（略称する）14 条第 1 項	30 日	以下、同上
産業廃棄物収集・運搬業の変更許可	同法 14 条の 2 第 1 項	30 日	県とあるのは最終決裁
特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可	同法 14 条の 4 第 1 項	30 日	の機関が県本庁を指す
特別管理産業廃棄物収集・運搬業の変更許可	同法 14 条の 5 第 1 項	30 日	
産業廃棄物処理施設の設置許可	同法 15 条 1 項	60 日	県
産業廃棄物処理施設の変更許可	同法 15 条の 2 の 6 第 1 項	60 日	県
産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査	同法 15 条の 2 の 6 第 2 項	14 日	
産業廃棄物処分業の許可	同法 14 条 6 項	30 日	県
産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	同法 14 条の 2 第 1 項	30 日	県
産業廃棄物処理施設設置者の合併（分割）の認可	同法 15 条の 4	30 日	県
廃棄物再生事業者の登録	同法 20 条の 2 第 1 項	30 日	県
県外廃棄物の搬入の承認	福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱 10 条 2 項	7 日	
同上の承認事項の変更の承認	同上 13 条 2 項	7 日	
許可証等の再交付	廃棄物処理法施行細則 16 条 1 項	7 日	
一般廃棄物処理施設の設置許可	廃棄物処理法 8 条 1 項	60 日	県
一般廃棄物処理施設の使用前検査	同法 8 条の 2 第 5 項	14 日	

* 指導要綱に基づく事前審査については標準処理期間が設けられていない。

* 処理期間は申請書に手直しが無い状態で受理された時点からの期間であり、申請書受理後に手直しが見つかった場合はその手直しが終了するまでの期間は中断する。